

平成20年4月25日
四国経済産業局

特許便利帳及び特許便利帳別冊の改訂について

～「特許に関する知って得する支援策」及び「これから特許を考える企業の方に役立つ話」を紹介～

四国経済産業局では中小企業の特許権の取得を支援するため、中小企業が特許の出願から審査、登録、登録後の活用までに利用できる支援施策を紹介した特許便利帳を改訂しました。

また、中小・ベンチャー企業の特許権の取得を支援するため、中小・ベンチャー企業が特許権を取得する際に留意する事項を紹介した特許便利帳別冊も併せて改訂しましたのでお知らせします。

1. 特許便利帳

中小企業が特許を出願し、審査を受け、登録し、活用するまでの各ステージにおいて特許庁等関係機関は各種支援施策を講じています。特許便利帳では中小企業が各ステージにおいて利用できる支援施策を紹介しています。

また、中小企業の特許権の取得や活用を支援するため、特許情報活用及び特許流通を支援するアドバイザーや弁理士が活動しています。特許便利帳では四国地域で活動するアドバイザー及び弁理士の紹介も行っています。

2. 特許便利帳別冊

特許便利帳別冊の第 部では特許出願までに留意する事項として、特許になるかどうかのポイント、特許の入口である先行技術調査、特許出願するかどうかの判断等について紹介しています。

第 部では、特許出願以降に留意する事項として、広く出願する方法、審査請求するかどうかの判断、拒絶理由通知対応、権利侵害対応等について紹介しています。

3. 特許便利帳及び特許便利帳別冊の配布

今回は平成20年3月現在で制度改正等に伴う変更部分の見直しを実施し、改訂版を作成しました。

特許便利帳及び特許便利帳別冊をご希望の中小・ベンチャー企業に配布いたします。本パンフレットは無料ですが送料のみご負担(着払い)いただきます。送付を希望される方は、郵便番号、住所、会社名、担当者名、電話番号を明記の上、FAXにて下記までお申し込み下さい。

記

(パンフレット送付のお申し込み先)

〒761-0301 高松市林町2-2-17-15 香川産業頭脳化センタービル2F
四国経済産業局地域経済部特許室
電話・FAX：087-869-3790(直通)

(本発表資料のお問い合わせ先)

四国経済産業局地域経済部特許室

担当者：伊藤室長、柳専門官

電話：087-811-8519（直通）

四国経済産業局ホームページアドレス <http://www.shikoku.meti.go.jp>